

平成25年(ワ)第38号、第94号、第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

2014(平成26)年1月14日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 久保木 亮 介

本日付け準備書面(13)の要旨を述べます。

第1、原告らは、準備書面(13)で何を明らかにしたか

1、被告東京電力のいう「想定外」の意味

自然災害による重要施設の事故発生が「想定外」であったとは、言葉の普通の意味では、その時々々の自然災害に対する知識を踏まえて想定しようと力を尽くしたが、それを超える自然災害が発生してしまった、ということの意味します。

しかし、被告東京電力の述べる「想定外」とは、多くの国民が普通に用い、また理解している「想定外」とは意味が異なります。

抜本的な防災対策が必要となるような想定結果が出ると、①それを国民の目から隠すことによって、あるいは、②電力会社に都合の悪い想定結果が出てくるような基準や見解そのものを否定し、抜本的な防災対策を必要としない、電力会社にとって都合の良い「基準」を自ら作り出す

ことによって、都合の悪い結果は「想定しないことにする」。被告東京電力の述べる「想定外」とは、意図的・意識的につくられた、偽りの「想定外」のことです。

原告らは、準備書面（４）およびそれをさらに補充する準備書面（１３）により、被告東京電力が、全交流電源喪失を引き起こす様な津波を予見できたし、現に予見していたことを具体的に明らかにしました。

２、歪められ、無視された基準、隠された試算

（１）４省庁「報告書」と、電気事業連合会の試算

１９９７（平成９）年に農林水産省構造改善局、同省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局の４省庁が津波想定のために作成した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」は、過去に生じた地震津波だけにとらわれず将来生じうる地震・津波を想定すべきという立場に立って、東北沖のプレート境界に沿って南北に広く地震断層モデルを移動させシミュレーションを実施するよう求めました（別紙）。

この「報告書」を踏まえた国の指示により電気事業連合会が全国の原発につき試算結果をまとめた所、福島第一原子力発電所には建屋等の存する敷地高さ１０ｍを超え得る津波が来るとの結論でした（甲Ｂ２５）。

しかし、この想定を踏まえて被告東京電力が成したことは、重要機器の水密化などの抜本的対策を講じることではありませんでした。福島県沖のプレート境界では巨大地震・津波を想定する必要はない、という「基準」（土木学会津波評価部会「津波評価技術」）を作り出し、抜本的津波対策を取らずにすむようにすることでした。

被告国も、自ら試算を命じておきながら、その結果を踏まえダイ国東京電力に津波対策を指示することはありませんでした。

(2) 地震調査研究推進本部「長期評価」を無視

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の悲惨な被害を受け、同年7月に地震防災対策特別措置法が議員立法によって制定されました。地震防災対策の強化のための調査研究の推進をする公的な機関として、文部科学省の下に地震調査研究推進本部が立ち上がりました。

2002（平成14）年、同推進本部は、日本海溝沿いのどこでも大きな津波地震が生じうるという見解「長期評価」を示しました。当然、被告東京電力にはこの見解を尊重し、津波対策を取ることが求められていましたが、被告東京電力はこれを無視しました。

後の2008年1月から4月に被告東京電力が実施した試算によれば、福島第一原子力発電所の建屋等のある敷地南側を15.7mの津波が襲い、4号機原子炉建屋周辺は2.6mの高さで浸水するとの結果でした。「長期評価」作成の中心にいた島崎邦彦氏は、この試算は2002（平成14）年に実施し、対策を取れたはずであると厳しく指摘しています。全くその通りと言わねばなりません。

(3) マイアミ論文を発表するも津波対策には着手せず

2006年に被告東京電力がマイアミで発表した論文によれば、今後50年以内に、9メートル以上の高い波がおよそ1パーセントかそれ以下の確率で押し寄せる可能性があること、13メートル以上の津波が0.1%かそれ以下の確率で生じうること、高さ15メートルを越す大津波が発生する可能性もあることが示されていました。

同様の報告は保安院も参加していた溢水勉強会で報告されており、被告国もこれを認識していました。

原子力発電所でひとたび過酷事故が発生した場合の被害の甚大性を考えれば、1%はもちろん0.1%の確率であっても極めて高い確

率です。しかし、被告東京電力はこうした想定をしておきながら、何ら対策を講じませんでした。

(4) 貞観地震など過去の巨大地震についての研究の進展も無視

869年貞観地震による9m以上の津波が相馬を襲っていたこと、同様の巨大地震と津波はそれより過去にも繰り返し起こっていることが、既に2001（平成13）年に、津波堆積物の調査とそれに基づくシミュレーションで明らかになっていました。その後も、津波堆積物の調査、それに基づく貞観の波源モデルの提示など、2008年までに相当の調査研究が発展していました。

貞観津波の波源モデルに基づき2008年に東京電力が実施した試算の結果は、1～4号機の海水系ポンプ位置で8.7m、しかも不確実性を考慮すればさらに2～3割程度津波水位が大きくなる可能性があるというものでした。しかし、被告東京電力と被告国は今回の事故が起こるまでこの試算結果を国民に知らせずにいました。

被告東京電力は、地震調査研究推進本部が「長期評価」の改定を準進めていたのに対し、本事故が発生する8日前の3月3日の会議の場で、「貞観地震が繰り返して発生しているかのようにも読めるので、表現を工夫」せよと圧力をかけるなど、過去の巨大地震についての知識が防災対策に活かされないようにするための「努力」を本件事故が起こるまで、一貫して続けました。

第2、まとめ

防災と原子力発電所における悲惨な事故を防ぐための重要な知識や基準を無視し、歪め、都合の悪い試算結果は隠すことによって、偽りの「想定外」が作り出されました。抜本的な津波対策が最後まで実施されなかった結果、原告らを含め何十万人もの住民が家を追われ、

生業を失い、人によっては命を落としたのです。

そのことに強い怒りを表明して、意見陳述の結びとします。

以 上